

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の規制開始に伴う開発許可申請等の手続きについて

- ・令和7年4月1日から滋賀県においても盛土規制法の規制が開始されます。
- ・これに伴い、本市の開発許可申請等についても、下記のとおり変更が生じます。

①協議対象の追加

盛土規制法の協議先として**滋賀県住宅課が追加となり**、滋賀県等の市以外の担当部局と同様に協議をお願いします。

②提出資料の追加

事前審査申請書、特定開発行為等協議書の提出時に**データ（PDF）の提出**をお願いします。

【データ提出方法等】

提出方法：メールまたはCDデータ

必要図書：申請書（協議書）、開発事業概要書、位置図、現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、現況写真

- ・令和7年4月1日から提出されるものからが対象です。
- ・本変更内容は暫定であり、今後変更となる場合がありますのでご注意ください。